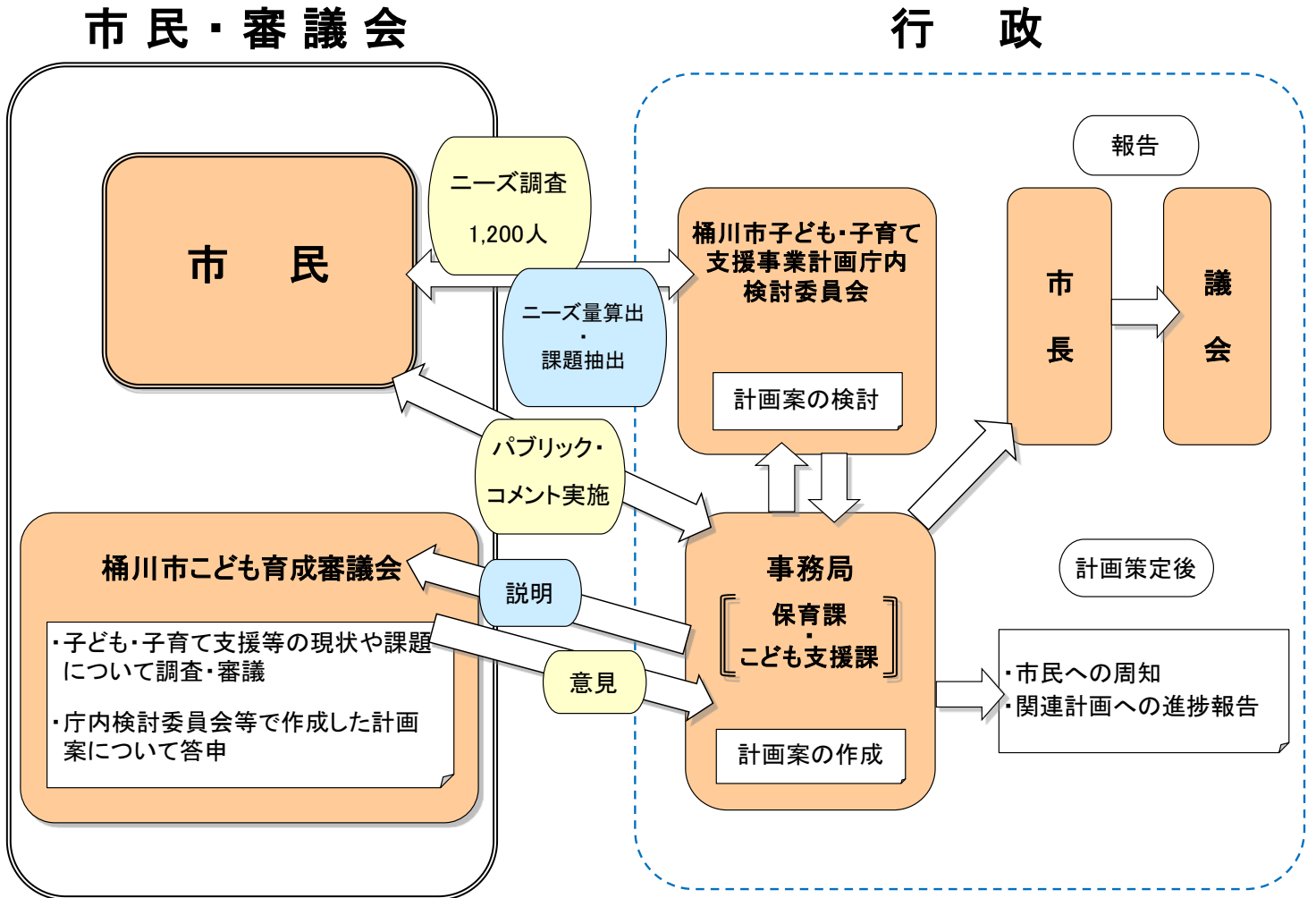


資料編

資料編

1. 計画の策定体制



2. 計画策定の経過

日程		内容
平成25年	4月 1日 ↳ 5月 2日	桶川市こども育成審議会委員公募
	8月21日	平成25年度 第1回桶川市こども育成審議会
	9月11日	桶川市子ども・子育て支援事業計画についての諮問
	10月24日	平成25年度 第1回桶川市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会
	10月28日	平成25年度 第2回桶川市こども育成審議会
	11月14日 ↳ 11月25日	桶川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施 (1,200通送付)
	平成26年	2月10日
2月12日		平成25年度 第3回桶川市こども育成審議会
4月17日		平成26年度 第1回桶川市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会
4月23日		平成26年度 第1回桶川市こども育成審議会
6月27日		平成26年度 第2回桶川市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会
7月 4日		平成26年度 第2回桶川市こども育成審議会
8月 5日		平成26年度 第3回桶川市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会
8月11日		平成26年度 第3回桶川市こども育成審議会
10月 8日		平成26年度 第4回桶川市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会
10月15日		平成26年度 第4回桶川市こども育成審議会
11月17日 ↳ 12月16日		パブリック・コメント実施
平成27年	1月 8日	平成26年度 第5回桶川市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会
	1月19日	平成26年度 第5回桶川市こども育成審議会
	2月16日	平成26年度 第6回桶川市こども育成審議会
	2月20日	桶川市子ども・子育て支援事業計画(案)についての答申

3. 桶川市こども育成審議会委員名簿 (◎は会長、○は副会長) (敬称略)

団体・機関		所属と氏名	
学 識 者 経 験 者	大学講師	高崎健康福祉大学	◎櫻井邦夫
	認可保育施設	アートチャイルドケア桶川	深田香恵
子 育 て 運 営 機 関	認可外保育施設	あゆみ保育園	金井宏道
	子育て支援団体	Coccoひろば坂田	水谷有貴子
	私立幼稚園	桶川市私立幼稚園協会	稲元剛
	市内企業	(株)シーエックスカーゴ	砂田光二 (平成26年4月22日まで)
		埼玉ヤクルト販売(株)	渡辺真由美 (平成26年4月23日から)
公 的 機 関	校長会	桶川市立小・中学校校長会	荻野浩
	児童相談所	中央児童相談所	田口伸
	警察署	上尾警察署	佐藤忍 (平成26年4月22日まで)
			市川浩之 (平成26年4月23日から)
	保健所	鴻巣保健所	加藤真梨子 (平成26年4月22日まで)
			斉藤富美代 (平成26年4月23日から)
社会福祉協議会	桶川市社会福祉協議会	佐藤正義	
保 護 者 団 体	保育所父母の会連合会	桶川市保育所父母の会連合会	甘楽頌子 (平成26年7月3日まで)
			田中明子 (平成26年7月4日から)
	学童保育連合会	桶川市学童保育連合会	及川美弥
	PTA連合会	桶川市PTA連合会	江森まゆみ
障害児団体	いずみの学園OB会	渡辺悦子	
市 民	民生委員	桶川市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員	松田博子
	公募		○吉村史朗
	公募		高橋博

4. 桶川市こども育成審議会条例

○桶川市こども育成審議会条例

平成17年3月29日

条例第16号

改正 平成17年6月27日条例第27号

平成20年3月28日条例第8号

平成25年6月26日条例第26号

(設置)

第1条 次世代を担う子どもたちが、健やかに育つ社会の形成に寄与するため、桶川市こども育成審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援等に関する事項について調査審議すること。
- (2) 桶川市次世代育成支援行動計画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び市長に意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定により、同項各号に掲げる事務を処理すること。

(平成25条例26・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、知識経験者、関係団体の代表者及び市民のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するように努めるものとする。

(平成25条例26・一部改正)

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部保育課において処理する。

(平成17条例27・平成20条例8・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(桶川市保育所等運営審議会条例の廃止)

2 桶川市保育所等運営審議会条例(平成11年桶川市条例第9号)は、廃止する。

附 則(平成17年条例第27号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第26号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

5. 桶川市子ども・子育て支援事業計画（案）について（答申）

平成27年2月20日

桶川市長 小野 克典 様

桶川市子ども育成審議会
会長 櫻井 邦夫

桶川市子ども・子育て支援事業計画（案）について（答申）

平成25年9月11日付け桶保育第413号をもって諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議を行った結果、別紙「桶川市子ども・子育て支援事業計画（案）」の取りまとめを行いましたので、ここにその旨を答申いたします。

なお、桶川市子ども・子育て支援事業計画の実現に向けて努力されるよう要望いたします。



6. 桶川市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会委員名簿 (◎は委員長、○は副委員長)

職名	氏名	
	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から
健康福祉部長	◎嶋根健治	◎小山三郎
健康福祉部次長	○小山三郎	○新井孝雄
企画課長	関根昌美	堀口守
人権・男女共同参画課長	安田直弘	
安心安全課長	天沼貞良	稲垣裕司
日出谷保育所長	松本美紀	
健康増進課長	田辺奈緒子	
児童発達支援センター所長	八尋伸彦	
都市計画課長	町田次男	甘樂和彦
教育総務課長	橋本富夫	関根訪
学校支援課長	倉品幸二	家徳丈夫
生涯学習文化財課長	榎本隆彦	

7. 桶川市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会設置要綱

桶川市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会設置要綱

(平成25年10月9日市長決裁)

(設置)

第1条 事業計画に関する計画の立案及び素案の策定を行うため、桶川市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の素案の策定及び研究に関すること。
- (2) 計画に係る調査及び研究に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、委員長に健康福祉部長、副委員長に健康福祉部次長をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 検討委員会は、過半数の委員が出席しなければ開催することができない。

3 検討委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、健康福祉部保育課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、計画の策定をもってその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、計画の策定をもってその効力を失う。

8. 用語解説

あ行

アスペルガー症候群

アスペルガー症候群は広い意味での「自閉症」に含まれる一つのタイプで、「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、興味・関心のかたより」がある。自閉症のように、幼児期に言葉の発達の遅れがないため、障害があることが分かりにくいのが、成長とともに不器用さがはっきりすることが特徴である。

ADHD（注意欠陥・多動性障害）

注意欠陥多動性障害（AD/HD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）は、「集中できない（不注意）」「じっとしてられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴する発達障害。注意欠陥多動性障害の特徴は、通常 7 歳以前に現われる。多動や不注意といった様子が目立つのは小・中学生ごろだが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれている。

NPO 法人

NPO とは「Non Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称であり、NPO 法人は特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。

LD（学習障害）

学習障害（LD：Learning Disorders または Learning Disabilities）とは、全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示すさまざまな状態をいう。

か行

学校評議員制度

学校が、地域に開かれた学校づくりを推進していくため、地域住民の学校運営への参画の仕組みとして位置付けるもので、校長が行う学校運営に関し、意見を述べることができる制度。

休日・夜間保育事業

保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日や国民の祝日等及び夜間においても保育を必要とする児童に対する保育を行う事業。

合計特殊出生率

「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

交流教育

障害のある子どもが、障害のない子どもとの共同学習を通して相互理解を図ることを目指す教育で、小・中学校等の子どもたちや地域の人たちが、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会としても位置付けられる。

子どもフォーラム

桶川市の将来を担う子どもたちが、自分たちの住んでいるまちについて、自らの視点で提言を行い、市政に反映させるとともに、次代を担う子どもたちの地方自治への関心が高まることをねらいとして開催しているもの。

混合保育

相互の健全な育成を図るために、集団保育が可能で心身に障害がある子どもを健常児と一緒に保育すること。

さ行

児童館

児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童の健全な遊び場の確保をし、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。

児童虐待

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）やその同居人がその監護する児童（18 歳未満）へ行う虐待。児童の身体を傷つけるなどの身体的虐待、児童にわいせつな行為をするなどの性的虐待、児童に食事をほとんど与えない、長時間の放置などのネグレクト、児童に対する暴言または著しく拒絶的な対応、配偶者に対する暴力（DV）などの心理的虐待の 4 種類の行為。

食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

た行

地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度で市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みで行うもので、施設（原則 20 人以上）より少人数の単位で、0歳から2歳児までを保育する事業。

家庭的保育

利用定員5人以下のもの。

小規模保育

利用定員6人以上19人以下のもの。

居宅訪問型保育

保育を必要とする子どもの居宅で行う保育。

事業所内保育

事業所の従業員の子ども及び地域の保育を必要とする子ども（地域枠）を対象とした事業所内等で行う保育。

特別支援教育

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施されるもの。

な行

認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、（1）就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）、（2）地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型の4タイプがある。

ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に弱い立場にある人々が社会の中にいるのが通常の社会であり、一般社会の中で普通に生活ができるよう社会的環境を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

は行

バリアフリー

高齢者や障害者が社会生活を送る上で、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じるさまざまな障壁を含めて、それらを取り除くことをいう。

放課後子供教室

放課後、小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子どもたちとともに学習、スポーツ・文化活動と地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するもの。

ら行

療育

「療」は医療・治療、「育」は保育・養育を意味し、児童から成人に至るまでのライフステージにおいて、医療、教育、福祉などの資源を動員し、総合的に支援すること。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。さまざまなライフスタイルや、子育て期、親の介護などを行う中高年期といった人生の各段階におけるニーズに合わせて多様な働き方・生き方を選べる「ワーク・ライフ・バランス」社会の実現に向けて、国と地方公共団体、企業、働く方が一体となって取り組むことが重要な課題となっている。